

7 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和6年9月30日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月9日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付 福岡市公報第6662号公表）分 (福岡市学校教育に関する財務事務について)	・・・ 1件
5 外部監査公表第1号（令和5年3月27日付 福岡市公報第6944号（別冊）公表）分 (補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について)	・・・ 2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付 福岡市公報第6662号公表）分
(福岡市学校教育に関する財務事務について)

IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見IV-1-(1)-30】PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について</p> <p>PFI事業である第1給食センター整備運営事業及び第2給食センター整備運営事業の運営期間は14.7年であり、自治体が実施した場合のPSCとPFI事業によるLCCがPFI事業計画時に試算されている。</p> <p>第1給食センター整備運営事業のPSCの現在価値は10,894百万円でLCCの現在価値は8,204百万円であるから、差額の2,689百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。第2給食センター整備運営事</p>	<p>LCCの検証については、一部のみではなく収入と収支を含め、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかについて、PFI事業終了の3年前を目途に検証を行うことを、令和5年度末に決定した。</p> <p>※PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法</p> <p>※LCC：プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと</p>

業のPSCの現在価値は10,946百万円でLCCの現在価値は9,653百万円であるから、差額の1,292百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。

このVFMは、PFI事業の計画時に算定されたもので重要なのは、事業開始後、実際にLCCが計画どおりであったかどうかの検証である。

福岡市では、LCCのうち、支出の「サービス対価」とされる部分について、SPCである株式会社福岡市第1学校給食サービスと株式会社福岡市第2学校給食サービスの財務書類等を毎年度モニタリングしている。

しかし、LCCのうち、収入と「サービス対価」以外の支出については、これまでモニタリングされておらず、現状では実施予定もないとのことであった。

サービス対価以外にもアドバイザリー費用やモニタリング費用、食器調達・更新費、廃棄物処理費がかかっており、VFMの把握に影響がある事業所税や法人税などの収入項目も可能な範囲で把握し、LCC全体として計画通りであったか、事業期間終了に際しては検証することが望ましい。

(改善提案)

給食センターの整備運営をPFI事業としたことによるVFMはPSCとLCCの比較によって算定されている。PSCは予測数値であることから、実際の数値を算定することは出来ないが、PFI事業のLCCについては、実際に設備投資にかかった費用やその後の運営費用から算定することは可能である。給食センターはPFI事業終了後も継続していくことから、終了に際しては事業期間全体のLCCが計画どおり

※PSC：自治体がPFIの対象となった事業を、自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額を現在価値に算定しなおしたもの

※VFM：コストカット効果

※SPC：特定目的会社 特定事業を実施することを目的として設立された会社

※PFI事業終了時期

第1給食センター：令和11年3月末

第2給食センター：令和13年3月末

第3給食センター：令和17年3月末

<p>であったかを検討し、次期事業のために対策を取ることが望ましい。</p> <p>その際、LCCの検証については一部のみではなく、収入と支出を含めて検証が必要であり、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかの視点で検証を行われた。</p> <p>(教育委員会給食運営課)</p>	
--	--

5 外部監査公表第1号（令和5年3月27日付 福岡市公報第6944号（別冊）公表）分
(補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について)

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

3 監査の結果及び意見（各論）

(5) 保健医療局

監査の結果	措置の状況及び市の見解
<p>⑤ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである（報告書285P参照）。上記規定は、1団体当たり一事業内容につき100千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市医師会に一任されている。</p> <p>間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市医師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。</p>	<p>間接補助について、福岡市医師会と協議した結果、令和6年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。</p>

<p>よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適當とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。</p>	
<p>(地域医療課)</p> <p>④ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】</p> <p>間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである（報告書 290P 参照）。上記規定は、1 団体当たり一事業内容につき 200 千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市薬剤師会に一任されている。</p> <p>間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市薬剤師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。</p> <p>よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適當とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。</p>	<p>(医薬・衛生推進課)</p> <p>間接補助について、福岡市薬剤師会と協議した結果、令和 6 年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。</p>